

「過誤の申立て」や「国保連からの返戻」について

〈過誤の申立てについて〉

介護事業所は、審査済の介護給付費において請求誤りがあった場合は、既に審査済の請求を一度取り下げて、再度、正しい請求を行う必要があります。

請求の取り下げは、保険者（守口市）を通じて、大阪府国民健康保険団体連合会に過誤の申立てをすることにより、請求を取り下げることができます。

具体には、守口市に過誤調整依頼票を提出します。

守口市は事業所の過誤情報を取りまとめて大阪府国民健康保険団体連合会へ送付しますので、その後、介護事業所は正しい請求内容で大阪府国民健康保険団体連合会へ再請求することにより、請求誤りを修正する流れとなります。

過誤の申立てについては、下記の「よくある質問【過誤・返戻】」もご覧ください。

〈国保連からの返戻について〉

介護事業所は、被保険者にサービスの提供を行った後、介護給付費を毎月10日までに大阪府国民健康保険団体連合会に請求を行う必要があります。

一方、保険者（守口市）は、毎月初めに、受給者台帳を大阪府国民健康保険団体連合会に送付します。

返戻は、介護事業所の請求した内容と保険者の送付した受給者台帳に相違がある場合に発生します。

返戻の発生については、さまざまな原因が考えられます。下記の「よくある質問【過誤・返戻】」をご覧ください。原因が不明な場合には、保険者や大阪府国民健康保険団体連合会にお問い合わせください。

よくある質問【過誤・返戻】

分類	質問	回答
過誤	過誤とは何か、教えてください。	<p>事業所が国保連合会から既に支払を受けた介護報酬の取消しを行う処理のことです。</p> <p>国保連合会では保険者からの委託を受けて、介護報酬の審査支払業務を行っています。事業所は、審査支払した介護報酬に誤りがあった場合は、守口市へ過誤調整依頼票を提出（＝過誤申立て）してください。守口市は事業所の過誤情報を取りまとめて国保連合会へ送付しますので、その後、事業所は国保連合会に正しい内容で再請求することができます。</p> <p>なお、過誤には「通常過誤」と「同月過誤」の2種類の方法があり、それぞれ提出期限が異なります。</p>
過誤	通常過誤と同月過誤の違いについて、教えてください。	<p>（通常過誤とは）</p> <p>誤った介護給付費の請求全額を取り下げ、国保連合会からの過誤決定通知の後に再請求を行う過誤のことです。</p> <p>過誤決定通知を確認した後に再請求を行うことができます。</p> <p>（同月過誤とは）</p> <p>誤った介護給付費の請求取り下げと、再請求を同時に審査することで、差額調整を行う過誤のことです。</p> <p>行政指導（監査）等により多額の返還金が発生したときや過誤申立件数が極端に多いときに、この方法を用いることで支払額への影響を軽減することができます。</p> <p>注意点として、同月過誤を選択しても、翌月の再請求が誤った際には請求取り下げのみ（全額マイナス）となります</p>

		<p>のでご注意ください。</p> <p><u>※通常過誤か同月過誤のどちらが良いのかについて、守口市は判断できませんのでご了承ください。</u></p>
過誤	過誤調整依頼票の提出方法について、教えてください。	<p>(通常過誤の場合)</p> <p><u>毎月10日(土日祝日の場合は前日。必着)</u></p> <p>(同月過誤の場合)</p> <p><u>毎月月末(土日祝日の場合は前日。必着)</u></p> <p>(通常過誤・同月過誤共通)</p> <p>上記の日までに、過誤調整依頼票を守口市へ郵送または持参してください。FAXやメールは厳禁です。提出先は、守口市高齢介護課となります。</p> <p>※件数が多い場合はチェック作業に時間がかかるため早めにご提出ください。</p> <p><u>※過誤調整依頼票は守口市HPに掲載しています。</u></p>
過誤	過誤となった介護給付費を再請求する場合はいつ行うのか、教えてください。	<p>(通常過誤の場合)</p> <p>国保連合会からの過誤決定通知の後に再請求を行ってください。</p> <p>(同月過誤の場合)</p> <p>守口市に同月過誤調整依頼票を提出した翌月に、再請求を行ってください。同月過誤は、過誤の決定状況を確認できないまま、再請求を行うこととなります。</p>
過誤	生活保護受給者や守口市以外の保険者の過誤はどこに行うのか、教えてください。	<p>(生活保護受給者の場合)</p> <p>介護保険を併用している方は守口市へ、生保の単独(Hではじまる番号)の方は守口市の福祉事務所へ行っ</p>

		<p>てください。</p> <p>(守口市以外の保険者の場合)</p> <p>守口市ではなく、該当の保険者へ行ってください。</p>
過誤	<p>請求した月に誤りを気付いた場合、過誤処理はすぐできるか、教えてください。</p>	<p>過誤は審査が確定した介護給付費を取り下げる処理なので、請求した月に過誤を行うことはできません。</p> <p>例) 令和3年6月サービス提供分を令和3年7月10日までに国保連合会にした場合→</p> <p>7月中(=請求した月)に過誤はできません。最短でも、通常過誤は8月10日、同月過誤は8月31日の受付となります。</p>
過誤	<p>請求内容に誤りがあった場合には、どのように対応したらいいのか、教えてください。</p>	<p>保険者へ過誤の申立てをして、過誤処理終了後に正しい内容で国保連合会へ再請求してください。</p> <p>誤りがあった箇所のみを過誤することはできません。介護給付費明細書の請求金額全額が過誤の対象となります。</p>
過誤	<p>加算を付け忘れて請求した場合には、どのように対応したらいいのか、教えてください。</p>	<p>加算のみについて請求することはできません。守口市へ過誤の申立てをして、過誤処理終了後に正しい内容で国保連合会へ再請求してください。</p>
過誤	<p>生活保護の情報を入力せずに請求し、保険給付(9割分)が決定した場合には、どのように対応したらいいのか、教えてください。</p>	<p>生活保護に係る介護報酬(1割分)のみを遅れて請求することはできません。守口市へ過誤の申立てをして、過誤処理終了後に正しい内容で国保連合会へ再請求してください。</p>
返戻	<p>返戻の内容が、査定でエラーのあるものとなっています。対応方法を教えてください。</p>	<p>基本的には返戻・保留一覧に記載された通りの内容となります。対処法がわからない場合は、返戻・保留一覧をご用意のうえ守口市にお問い合わせください。</p>

<p>返戻</p>	<p>返戻の内容が、過去に同じ請求明細書を提出済となっています。対応方法を教えてください。</p>	<p>既に請求を終えた請求明細書を、何らかの原因（過誤をしないままや、請求していないと勘違いしたり等）で再度、請求したことが要因です。再請求が必要な場合は、過誤を行った上で再請求を行ってください。勘違いの場合は、請求不要です。</p>
<p>返戻</p>	<p>返戻の内容が、無効な証記載保険者番号となっています。対応方法を教えてください。</p>	<p>保険者番号の間違いが要因です。保険者番号に誤りがないか、また、月末時点で住民票のある保険者番号で請求しているかを確認してください。</p>
<p>返戻</p>	<p>返戻の内容が、市町村の認定情報が未登録となっています。対応方法を教えてください。</p>	<p>給付管理票、請求明細書、保険者の受給者情報のいずれかに誤りがあります。給付管理表と請求明細書を確認の上、誤りがない場合は、守口市へお問い合わせください。</p>
<p>返戻</p>	<p>請求明細書・給付管理票がともに誤って決定している場合、どのように対応したらいいのか、教えてください。</p>	<p>まず、居宅支援事業所から給付管理票の修正を国保連合会へ提出してください。次に、サービス事業所から保険者へ過誤の申立てを行い、その翌月に、サービス事業所から国保連合会へ再請求をしてください。</p>